

よりの確な水防情報の提供に向けて

～吉野川直轄管理区間上流部(岩津～池田)における
はん濫危険水位及び避難判断水位の変更～

【ポイント】

吉野川における堤防整備の進捗に伴い吉野川直轄管理区間*上流部(岩津～池田)における「はん濫危険水位*(有堤部*)」と「避難判断水位*(有堤部*)」を変更いたします。

○はん濫危険水位* 10.15m(変更前)→9.70m(変更後)

○避難判断水位* 9.00m(変更前)→8.00m(変更後)

【概要】

徳島河川国道事務所は、「はん濫危険水位*」等を設定し徳島地方气象台と共同で吉野川の洪水予報を発表しています。

堤防整備が進捗したことに伴い、吉野川直轄管理区間*上流部(岩津～池田)における「はん濫危険水位*」等の見直しについて検討いたしました。

その結果、吉野川直轄管理区間*上流部(岩津～池田)における有堤部*を対象として設定されている「はん濫危険水位*」と「避難判断水位*」を変更することとしました。

(別紙-1～2参照)

注) 右上「*」印は別紙-3の用語説明参照

【参考】

池田水位観測所では、有堤部、無堤部のそれぞれを対象に「はん濫危険水位」、「避難判断水位」を設定し、この水位を基に洪水予報を行っています。

有堤部を対象とした「はん濫危険水位」、「避難判断水位」は、対象となる区間の有堤部において、洪水により家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位を基に設定しています。

「西村・中鳥箇所」、「芝生箇所」の堤防が整備され、両箇所を有堤部の対象区間に追加したところ、従来対象とした箇所よりも低い水位で家屋浸水等の被害が生じる恐れがあるため見直しを行いました。

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

気象庁 徳島地方气象台

本施策は、四国圏広域地方計画「No6防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します

【問い合わせ先】

◇国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 TEL: 088-654-2211(代表)

副所長

まつだ くにやす
松田 邦泰

内線204

◎河川調査課長

むらた ひるゆき
村田 啓之

内線351

◇気象庁 徳島地方气象台 TEL: 088-626-0676

◎: 主たる問い合わせ先

防災業務課長

なかの まさひろ
中野 雅公

はん濫危険水位の設定について(吉野川直轄管理区間上流:池田～岩津)

別紙-1

- ◇池田水位観測所に「有堤部*」と「無堤部*」のそれぞれを対象とした「避難判断水位*」と「はん濫危険水位*」を設定し洪水予報を行っています。
- ◇西村中鳥箇所と芝生箇所における堤防整備の進捗に伴い池田～岩津までの有堤部と無堤部の受け持ち区間(洪水予報の対象区間)を変更します。

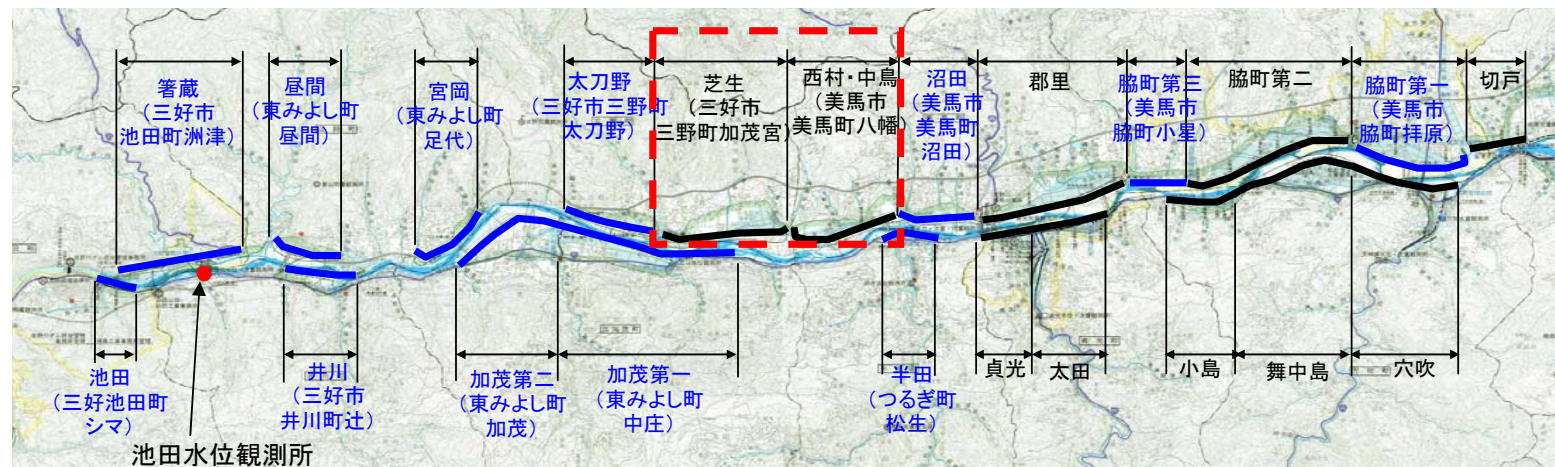
注)

- ・黒字は有堤部*
- ・青字は無堤部*

◆変更前(H17年度)



◆変更後(H22年度)



「*」印は別紙-3の用語説明参照

徳島河川国道事務所水位観測所(吉野川基準地点)

◆変更前

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位・	はん濫注意水位・	避難判断水位・	はん濫危険水位・	計画高水位・
吉野川	池田	徳島県三好市井川町西井川	4.10m	6.70m	7.40m(無堤部・)	8.00m(無堤部・)	11.872m
					9.00m(有堤部・)	10.15m(有堤部・)	
	岩津	徳島県阿波市阿波町岩津	3.30m	5.30m	6.50m(無堤部*)	6.80m(無堤部・)	12.937m
					6.80m(有堤部*)	7.50m(有堤部・)	
中央橋	徳島県阿波市吉野町柿原	3.40m	4.90m	—	—	8.795m	
第十	徳島県板野郡上板町第十新田	3.70m	5.30m	—	—	9.064m	



◆変更後

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位・	はん濫注意水位・	避難判断水位・	はん濫危険水位・	計画高水位・
吉野川	池田	徳島県三好市井川町西井川	4.10m	6.70m	7.40m(無堤部・)	8.00m(無堤部・)	11.872m
					8.00m(有堤部・)	9.70m(有堤部・)	
	岩津	徳島県阿波市阿波町岩津	3.30m	5.30m	6.50m(無堤部・)	6.80m(無堤部・)	12.937m
					6.80m(有堤部・)	7.50m(有堤部・)	
中央橋	徳島県阿波市吉野町柿原	3.40m	4.90m	—	—	8.795m	
第十	徳島県板野郡上板町第十新田	3.70m	5.30m	—	—	9.064m	

「*」印は別紙－3の用語説明参照

用語説明

◇計画高水位

堤防の設計や河道の整備等において基準となる水位

◇はん濫危険水位

川の水があふれる恐れのある水位

◇避難判断水位

避難判断の参考となる水位

◇はん濫注意水位

水防団が活動を行う水位

◇水防団待機水位

水防団が準備を始める水位

◇直轄管理区間

国土交通大臣が直接管理する区間

◇有堤部

堤防が整備されている地区

◇無堤部

堤防が整備されておらず、洪水時の河川水位と比べて地盤高が低く本流から水があふれることによりはん濫が生じる地区